道の駅「彼杵の荘」電気自動車用急速充電器設置工事仕様書

本仕様書は、「道の駅「彼杵の荘」電気自動車用急速充電器設置工事」について、必要な事項を定めたものである。

1. 工事名　　電気自動車用急速充電器設置工事

2. 設置場所　　道の駅「彼杵の荘」駐車場
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷７４７番地２

3. 工期　　契約の日から平成 26 年 12 月 12 日（金）まで

4. 品名・数量
(1)　ＥＶ用急速充電器　　1 基
(2)　認証課金システム　　1 基
(3)　付帯設備　　1 式
(4)　設置工事　　1 式

5. 仕様
(1)　ＥＶ用急速充電器
(A)　次世代自動車振興センターの充電インフラ整備促進事業の補助金対象充電器であること
(B)　【PHV･PHEV･EV】充電インフラ普及支援プロジェクトの対象充電器であること
(C)　30 分程度で、充電率 20%から 80%に到達可能であること
(D)　電気特性は以下を満たすこと
a　入力　　３相２００Ｖ、５０／６０Ｈｚ
b　最大出力　　４０ｋW以上
(E)　操作部
a　急速充電器の運転状況を容易に把握できる液晶パネル等の表示装置を設けていること
b　容易に操作が可能な充電開始ボタン、停止ボタン、非常停止ボタン等を配置し、分かりやすい表示を有すること
(F)　リモート監視

３Ｇ回線等を利用した、リモート監視システムを有すること。充電器利用状況、充電器状態情報などの情報が確認できるものであること

(G) コールセンター

２４時間年中無休のコールセンターを有しているメーカーであること

(2) 電気設備工事

受電形態は、1 敷地 2 受電の特別措置の適用による新たな低圧電力契約を予定しているため、引き込み柱等の設備工事を行うこと。

(3) 付帯設備

(A) 案内標識

利用者が充電器の場所が分かるように、CHAdeMO 協議会デザインの案内板を設けること

(B) 路面表示

EV を停車させる場所には、EV 用急速充電スペースであることが分かるよう CHAdeMO 協議会デザインの路面表示を行うこと

(C) 防護用ポール

車両が接触して、急速充電器を損傷させないよう、防護用ポールを立てること

(D) その他

a 設置場所に応じて、風雨・塩害等への対策を講じること

b 夜間や雨天時等でもユーザが容易に充電操作できるよう、照明・屋根を設けること（NEV 補助金対象工事を勘案のこと）

c 心臓ペースメーカーへの影響が極めて少ないこと

6. 検査

納入する急速充電器は社内検査合格品とし、本仕様書に規定されている機能及び性能を発揮し、使用開始後に支障なく稼動するように総合的な試験を行い、試験結果について「工場製品検査結果報告書」を提出すること。

7. 契約範囲

本仕様書における契約の範囲は、以下の通りとする。

（１） 4.(1) ～(3)に示す物品の調達、

（２）　4.(4) の設置工事（必要な設置作業及び電気配線作業及び九州電力㈱への特別措置申請業務の代行を含む）

（３）　充電器の設置後の試運転、立上げ検査、操作説明

8. 工事完了後提出書類

4.(1)～(3)に示す物品の設置、調整完了後、速やかに次に掲げる書類を完成図書として提出すること。

(1)　機器仕様書

(2)　製品検査結果報告書

(3)　取扱説明書

(4)　製品保証書

9. 技術指導

落札者または急速充電器を納入したメーカーは、東彼杵町担当職員または別に指定する者に対し、必要な技術指導を行うこと。

10. 保証等

保守管理に応じる体制を整えるとともに､障害発生時には速やかに対応すること。故意又は重過失によるものを除き、設置後 1 年間は保証期間とする。ただし、自然災害その他不可抗力に起因するものについては、この限りでない。

11. その他

- 充電インフラ整備促進事業補助金申請及びプロジェクト加入に係る必要書類の提供・協力を行うこと
- 本仕様書並びに委託契約書に定めない事項については、委託者と協議の上定めるものとする

12. 提供書類

(1)　設置箇所位置図

(2)　設置場所平面図

13. 契約予定者の決定

見積価格と維持管理の優位性、急速充電器の性能・活用性、使用方法、操作性、安全性、地域への貢献等を比較し、契約予定者を決定します。

なお、結果は後日、提案参加者に文書で連絡します。

以上